

写

答申第21号

鎌公審査第 37 号

平成11年2月26日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて(答申)

平成10年10月1日付けで諮詢（諮詢第34号）された「御成小学校備品購入に伴う談合と思われる情報（封書）」に係る一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

御成小学校備品購入に伴う談合と思われる情報(封書)（以下「本件文書」という。）を一部公開としたことは妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市教育委員会が平成10年9月18日付けで一部公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての主張は、鎌倉市教育委員会が、本件文書のうち市議会議員の個人名及び業者名について、それぞれ「個人の情報であって、特定の個人が識別される」とこと、「法人の信用に関する情報であって、当該法人に不利益を与える」ことから一部公開の決定をしているが、市議会議員は公人であること、また当該法人は指名業者登録をしている業者であること、の2点から公開すべきであるというものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、御成小学校の備品発注に関し、平成10年7月22日に教育長あてに匿名で寄せられた談合と思われる情報である。

イ 御成小学校の備品発注に関しては、種類、寸法、数量等仕様の検討中で、指名業者の選考に至っていない段階での情報であり、教育委員会の当該法人及び個人に対する事情聴取でも、その事実は確認できなかったもので信憑性に欠けるものと考える。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

本件文書には、市議会議員の個人名が記載されており、これは個人についての情報で、特定の個人が識別されるため、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件文書には、法人名が記載されているが、匿名で信憑性に欠けると思われる情報に基づく法人名の公開は、当該法人に対して信用の失墜を与え、事業活動に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第6条第1項第2号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書は、平成10年7月22日に鎌倉市教育委員会教育長あてに差出人匿名の、御成小学校備品購入について談合が成立しているという内容の情報であり、その中に法人名及び市議会議員の個人名等が記載された文書である。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人についての情報（事業を営む個

人の当該事業についての情報は除く)であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもの。」については、公開しないことができる旨規定している。これは個人についての情報を原則的に非公開することによって個人の基本的人権を確実に保障しようとするものと解する。

イ 本市が保有、管理する公文書の中には、本市の公務員個人に関する情報もあるが、そのうち公務員の職務に関する情報は、それが個人識別情報であったとしても、原則として公開するのが情報公開の理念に適合するものと考える。また、公務員はその公的な地位のゆえに、その職の信用を失墜させるような行為を行わないようになることが強く求められ、仮に社会的に非難されるべき不正行為を行ったことが事実として確認されたような場合には、その不正をただす意味でも、状況によっては公開が認められることがあり得る。

しかし、本件文書に係る情報は、小学校の備品購入についての談合に関わるものであり、この情報自体は法令等によって認められた市議会議員としての職務に関する情報として認定することはできない。また、教育委員会によって行われた事情聴取からも明らかのように、本件情報が事実に合致するものであるか否かも不明のままである。このような状況の下において本件文書が公開された場合、個人は事実があいまいなままで社会的非難にさらされることになり、その結果、個人の名誉や人格が著しくかつ不当に侵害されるおそれが生じてくることになる。

したがって、条例第6条第1項第1号に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書には、法人名の記載があるが、(2)-イでも述べたとおり、談合の事実が確認できなかった中で、これを公開することは、当該法人が談合を行ったかのようにみなされ、当該法人に信用上の不利益を与えるものと認められる。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当するものと判断する。

なお、当該法人が指名業者登録をしている業者であることは、以上の判断に影響しないものと解する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 10. 1	諮詢（諮詢第34号）
10. 5	実施機関に対し「一部公開拒否理由説明書」の提出要請
10. 15	実施機関から「一部公開拒否理由説明書」を受理
10. 19	異議申立人に「一部公開拒否理由説明書」写しの送付及び「意見書」の提出要請
11. 1. 13	第62回審査会（審議） 異議申立人から口頭陳述及び実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取
1. 27	第63回審査会（審議）
2. 10	第64回審査会（審議）
2. 26	答申